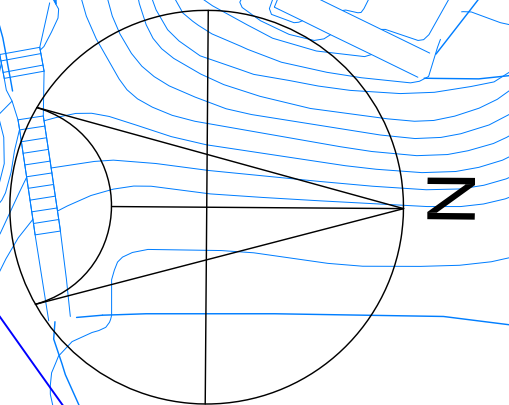


事業区域図

別紙 1



0 50 m
S=1 : 800 (A-1)

対象区域 A

対象区域 D

対象区域 B

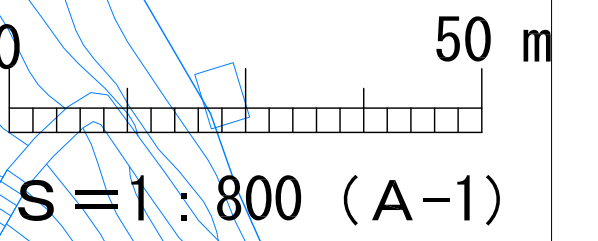
対象区域 C

—— 字図位置
■ 事業区域

区域	面積 (㎡)	
A	約	15,538
B	約	926
C	約	4,479
D	約	33,308
事業区域合計	約	54,251

【注記】
※対象区域に影響する字図位置を参考として示す。
また、本資料の字図位置はあくまでも参考であり、権利関係等への利用はできません。
※事業区域と民地の詳細な境界調査が必要な場合は、市と事業者により、関係機関（法務局、佐世保市地籍調査課など）や地権者と確認を行うこと。

別紙 2

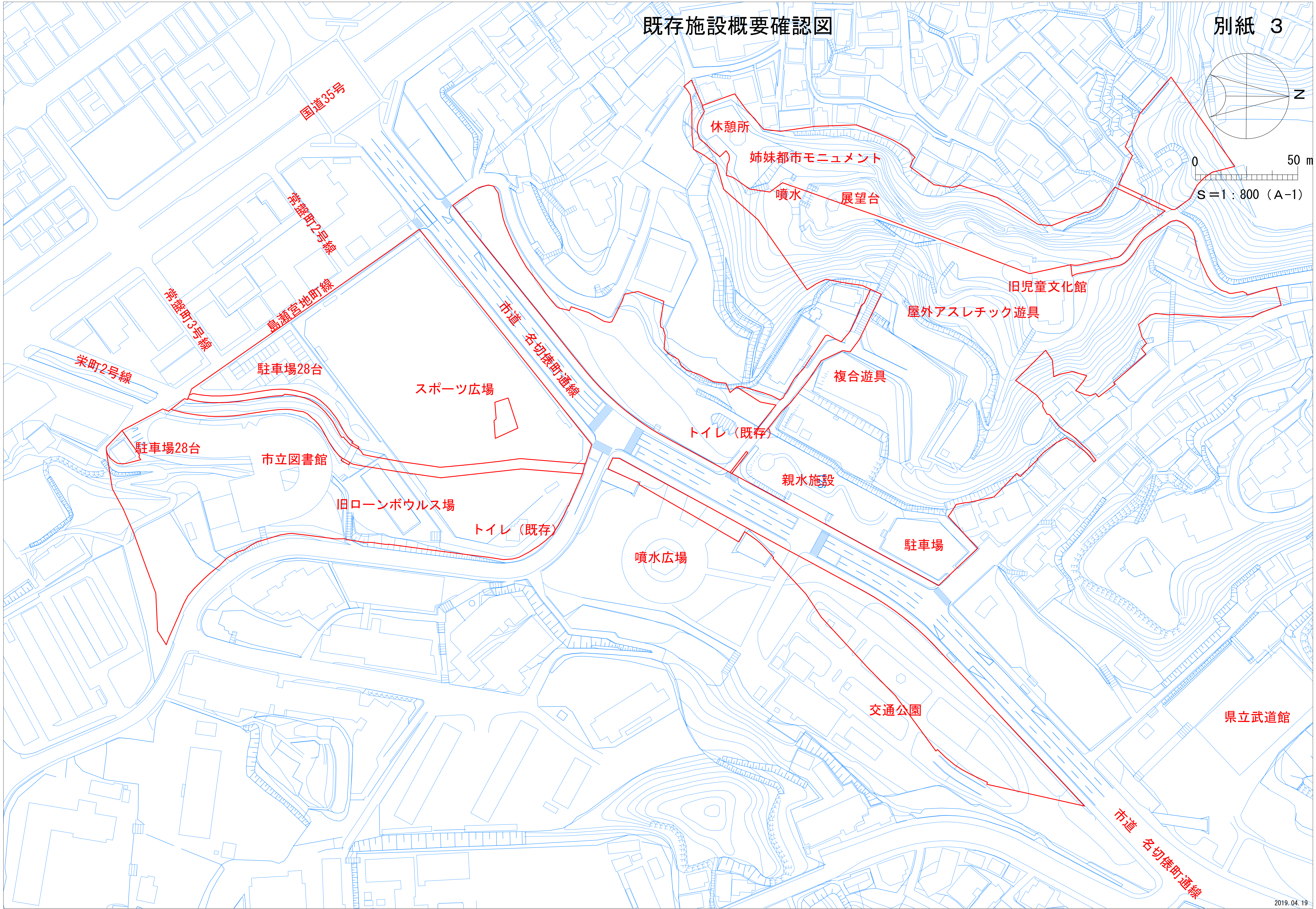


県立武道館

都市公園区域（中央公園）

既存施設概要確認図

別紙 3



インフラ状況確認図

別紙 4

●

通信系電柱

○

電力系電柱

■

変電所

—

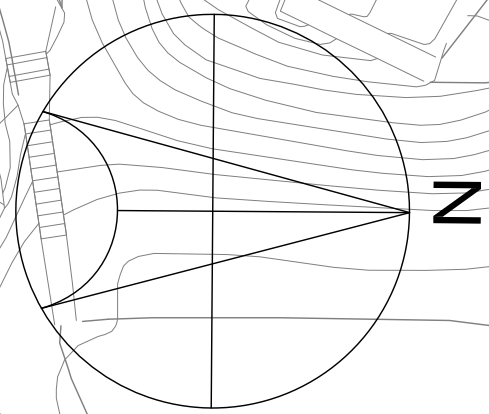
水道

—

下水道

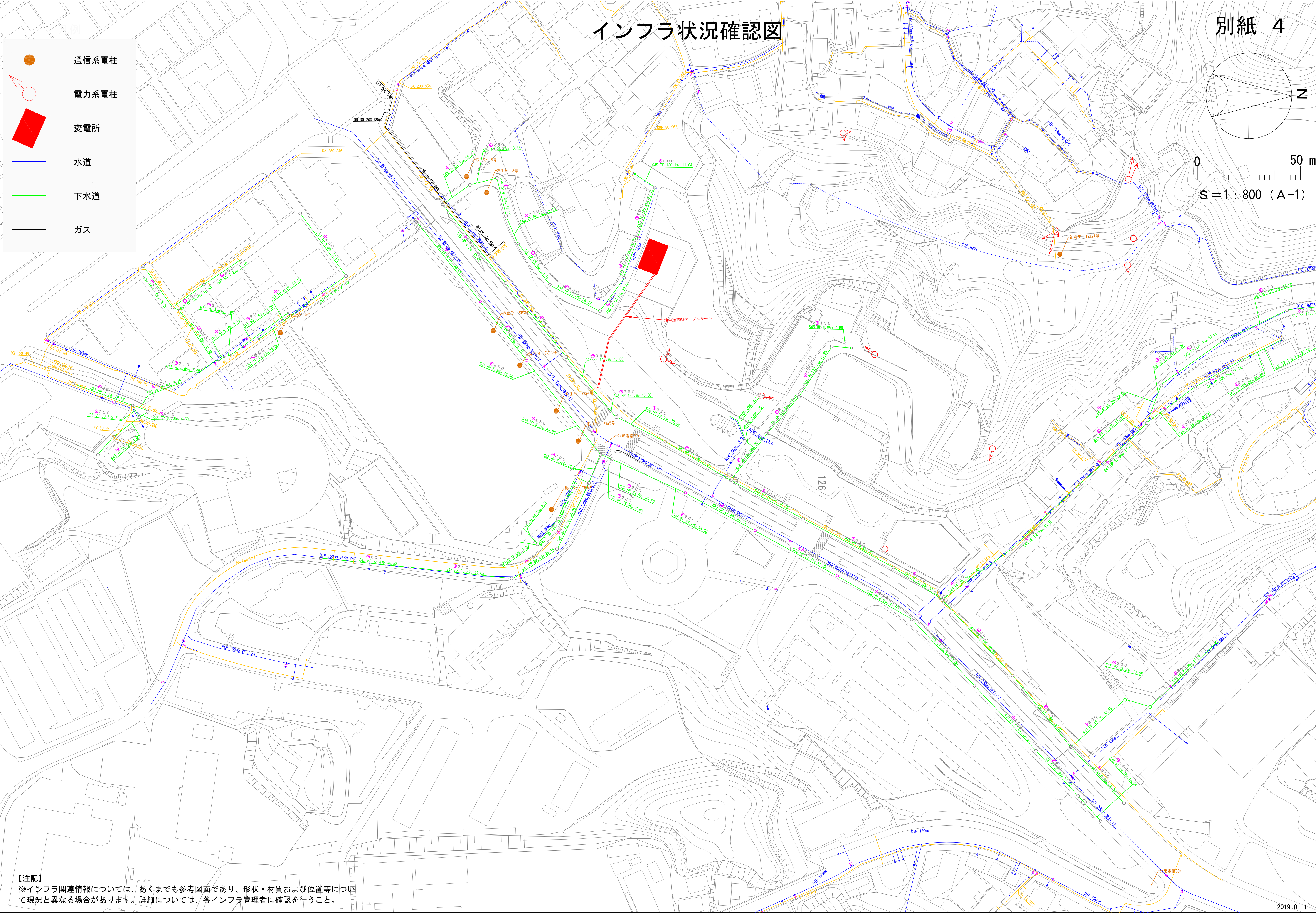
—

ガス



0 50 m

S=1 : 800 (A-1)

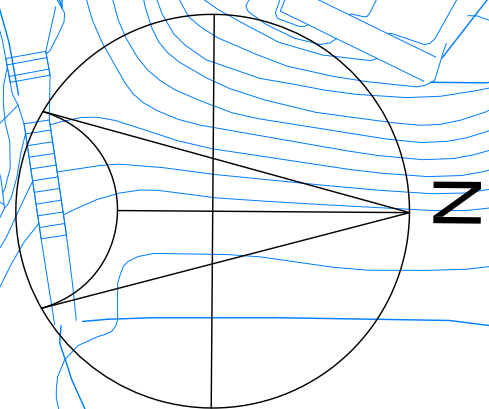


【注記】
※インフラ関連情報については、あくまでも参考図面であり、形状・材質および位置等について現況と異なる場合があります。詳細については、各インフラ管理者に確認を行うこと。

土砂災害警戒区域確認図

別紙 5

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域



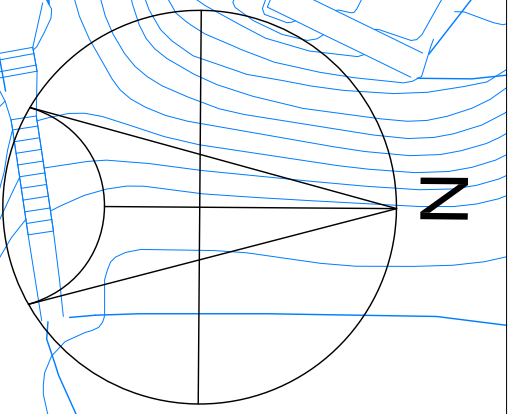
0 50 m

S=1:800 (A-1)

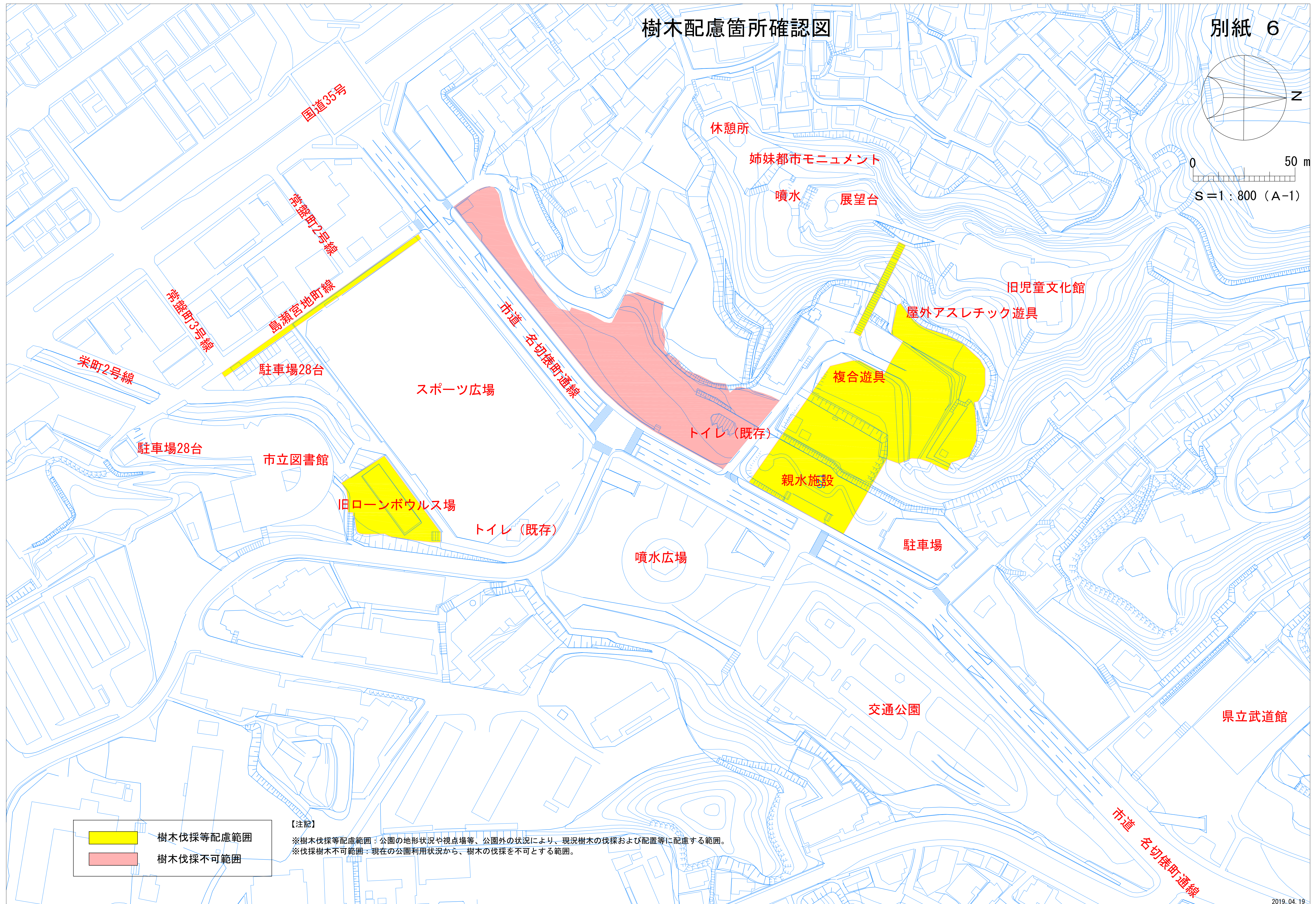
126

樹木配慮箇所確認図

別紙 6



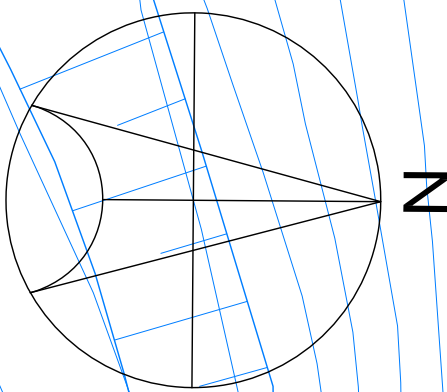
0 50 m
S = 1 : 800 (A-1)



019.04.19

公園施設撤去確認図

別紙 7-1



0 50 m
S=1 : 400 (A-1)

事業区域

凡 例

- 解体等必須施設
- その他（解体可）
- その他（解体不可）

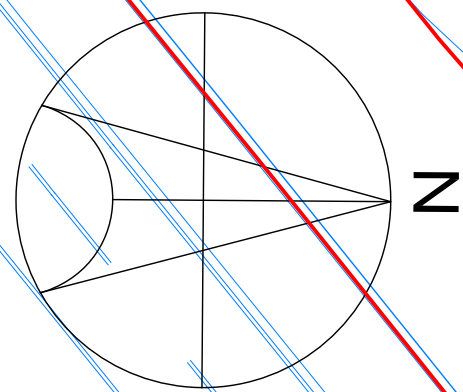
【注記】

※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

342-2

公園施設撤去確認図

別紙 7-2



0 50 m

S=1:300 (A-1)

342-3

事業区域

凡 例

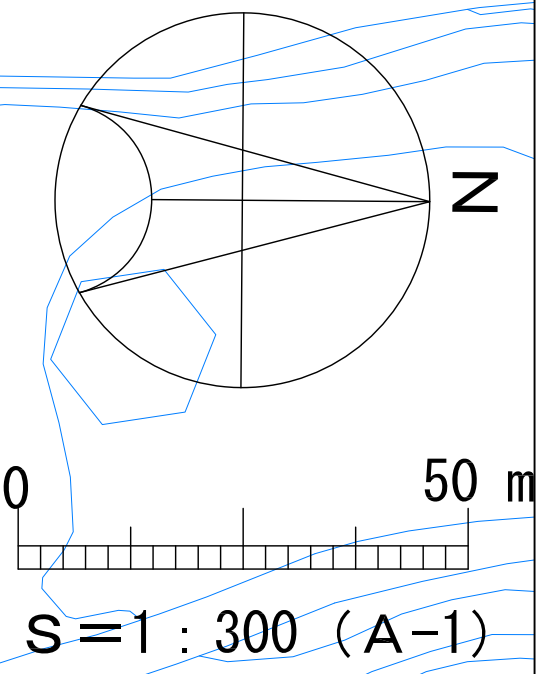
- 解体等必須施設
- その他（解体可）
- その他（解体不可）

【注記】

※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

公園施設撤去確認図

別紙 7 - 3



事業区域

凡 例

解体等必須施設

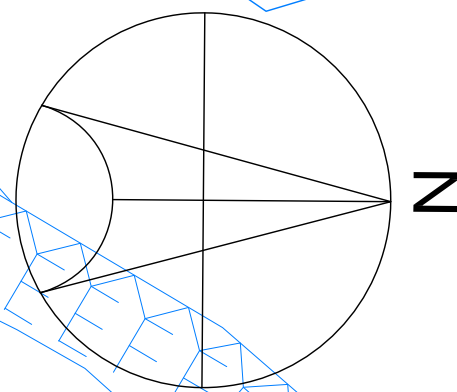
その他（解体可）

その他（解体不可）

【注記】
※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

公園施設撤去確認図

別紙 7 - 4



0 50 m
S=1 : 300 (A-1)

342-6

4

5

6

7

事業区域

凡 例

○ 解体等必須施設

○ その他（解体可）

○ その他（解体不可）

【注記】

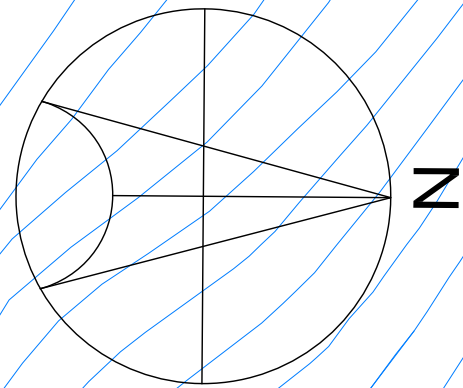
※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。

※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表 4 解体撤去必須施設および別表 3（別紙 7-1～7-8 対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表 4（別紙 7-1～7-8 対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表 5（別紙 7-1～7-8 対応表）を確認すること。

※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

公園施設撤去確認図

別紙 7-5



0 50 m
S=1:300 (A-1)

342-12

126

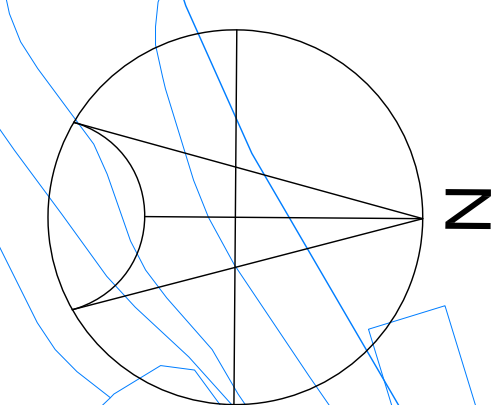
事業区域

- 凡 例
- 解体等必須施設
 - その他（解体可）
 - その他（解体不可）

【注記】
※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

公園施設撤去確認図

別紙 7-6



0 50 m
S=1:400 (A-1)

342-13

事業区域

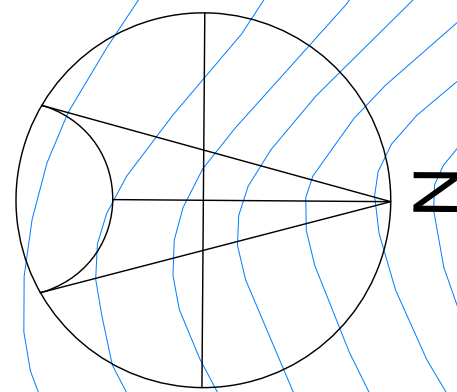
- 凡 例
- 解体等必須施設
 - その他（解体可）
 - その他（解体不可）

【注記】

※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

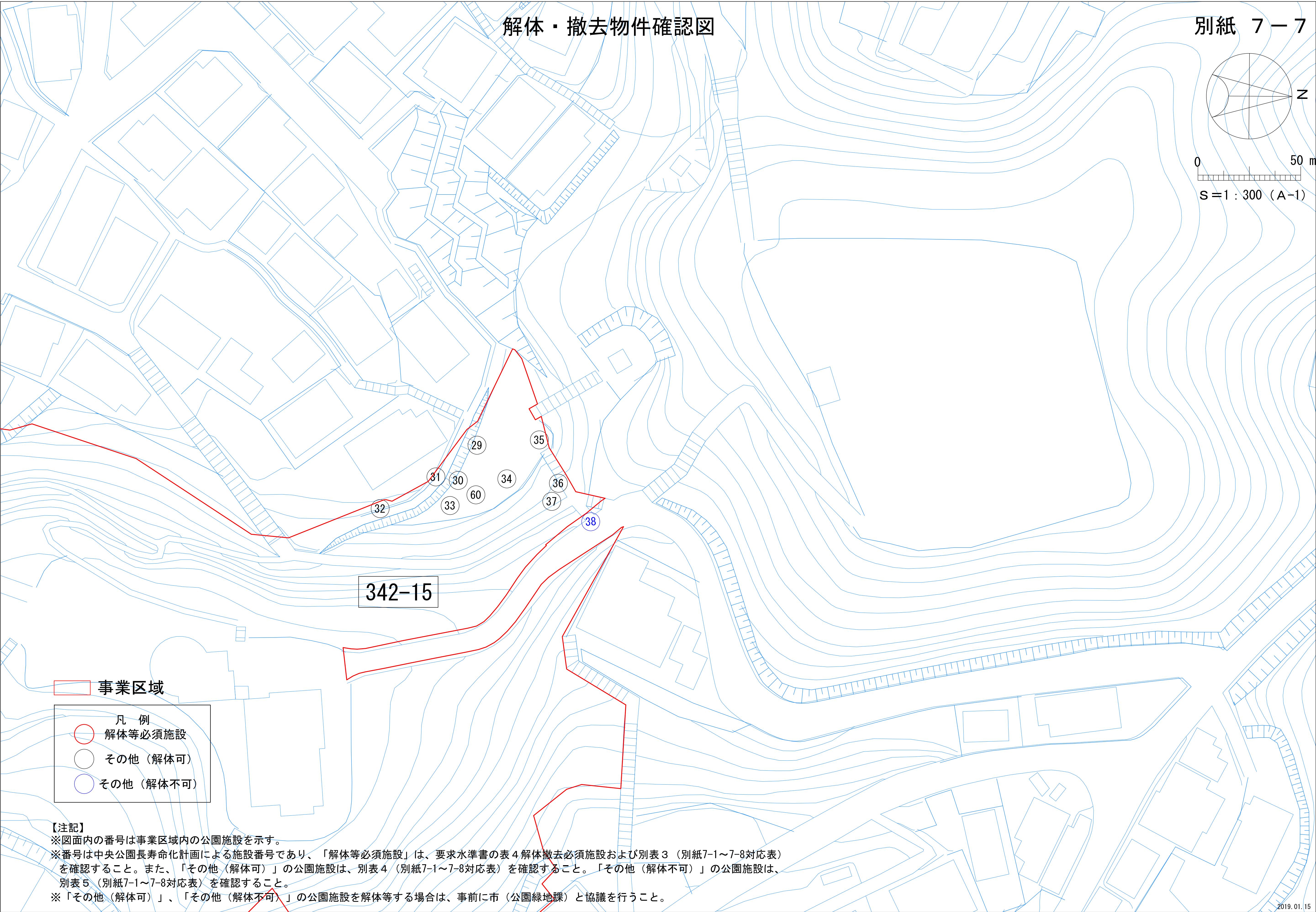
解体・撤去物件確認図

別紙 7-7



0 50 m

S=1:300 (A-1)

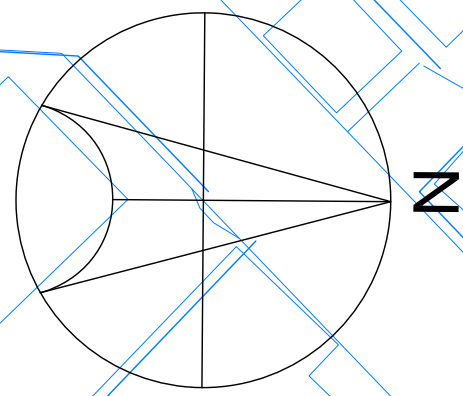


【注記】

※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。
※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

解体・撤去物件確認図

別紙 7-8



0 50 m
S=1:300 (A-1)

342-16

事業区域

- 凡 例
- 解体等必須施設
 - その他（解体可）
 - その他（解体不可）

【注記】

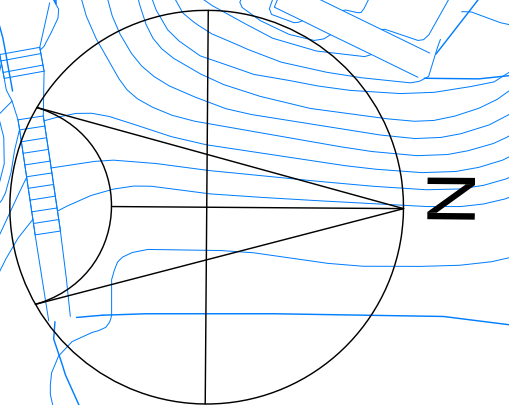
※図面内の番号は事業区域内の公園施設を示す。

※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、「解体等必須施設」は、要求水準書の表4 解体撤去必須施設および別表3（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。また、「その他（解体可）」の公園施設は、別表4（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。「その他（解体不可）」の公園施設は、別表5（別紙7-1～7-8対応表）を確認すること。

※「その他（解体可）」、「その他（解体不可）」の公園施設を解体等する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

占用物件確認図

別紙 8



0 50 m
S=1:800 (A-1)

対象区域 A

対象区域 D

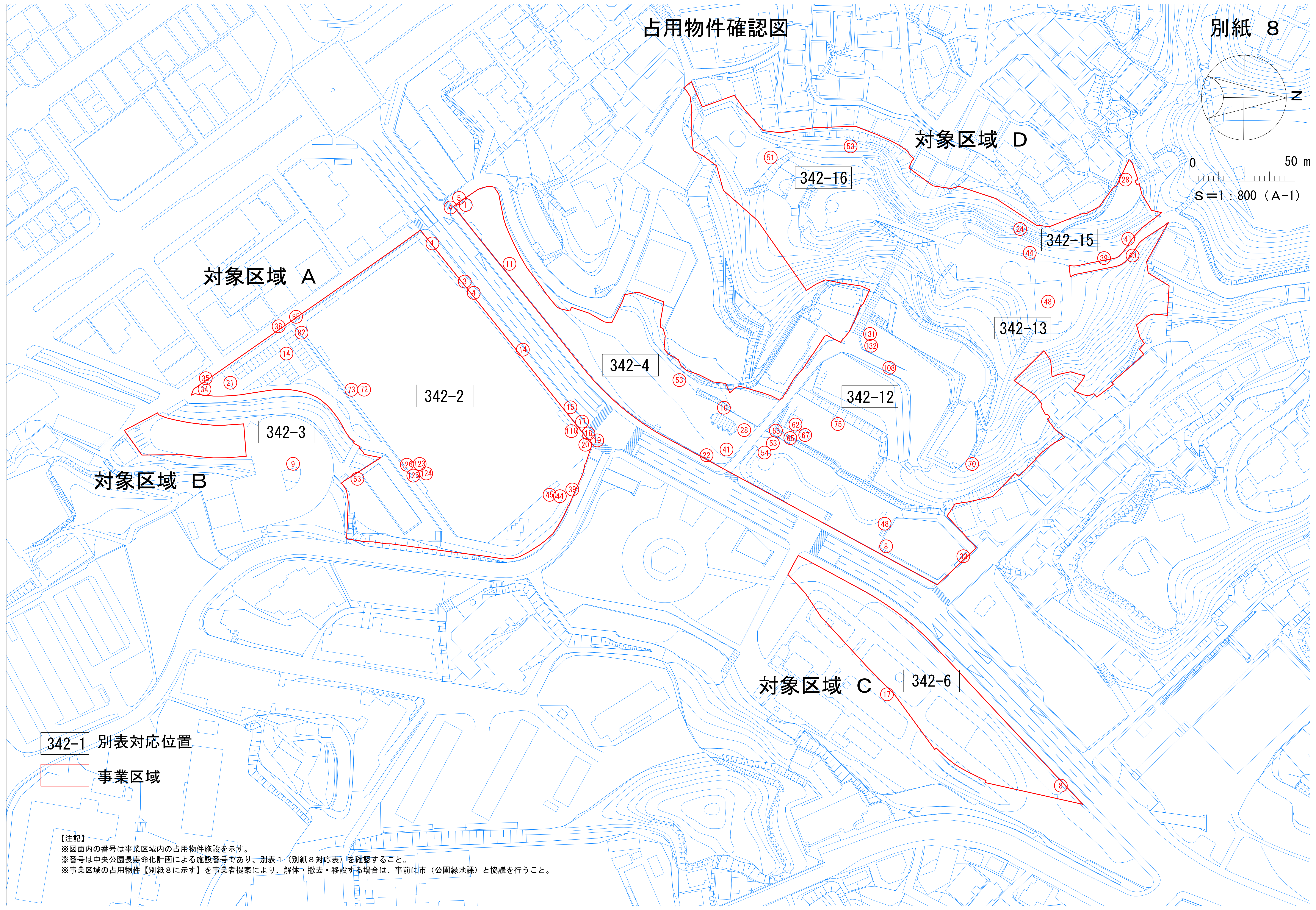
対象区域 B

対象区域 C

342-1 別表対応位置

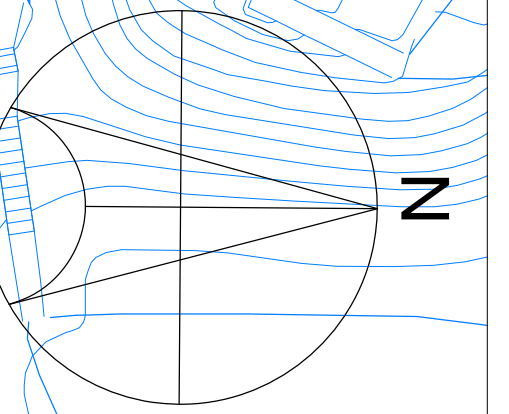
事業区域

【注記】
※図面内の番号は事業区域内の占用物件施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、別表1（別紙8対応表）を確認すること。
※事業区域の占用物件【別紙8に示す】を事業者提案により、解体・撤去・移設する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。



寄付物件確認図

別紙 9



0 50 m
S=1 : 800 (A-1)

対象区域 A

対象区域 D

対象区域 B

対象区域 C

342-4

342-2

342-3

342-6

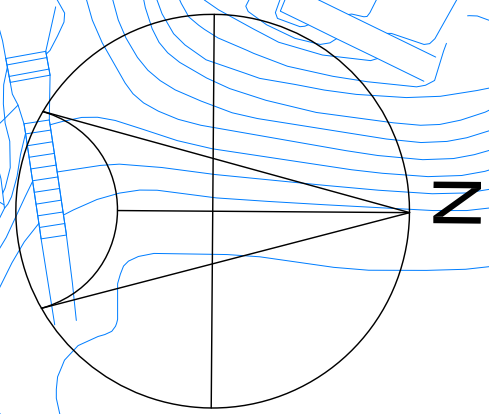
342-1 別表対応位置

事業区域

【注記】
※図面内の番号は事業区域内の公園施設の寄付物件施設を示す。
※番号は中央公園長寿命化計画による施設番号であり、別表2（別紙9対応表）を確認すること。
※事業区域の寄付物件【別紙9に示す】を事業者提案により。撤去・移設する場合は、事前に市（公園緑地課）と協議を行うこと。

事業計画平面図（例）

別紙 10



0 50 m

S=1 : 800 (A-1)

